

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成12年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成13年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業所得者	事業所得のうち、営業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他事業所得者	事業所得者のうち、営業所得者及び農業所得者以外の者をいう。 （例えば弁護士、医師、芸能人などの自由職業人である。）
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成12年分）

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10%	0円
900〃	20	330,000
1,800〃	30	1,230,000
1,800万円以上の場合	37	2,490,000

3 申告所得税の主な諸控除（平成12年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除	380,000円
ただし、	
老人控除対象配偶者（昭和6年1月1日以前に生まれた者）	480,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
同居特別配偶者である老人控除対象配偶者	830,000円

ハ 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

A 合計所得金額が5万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が5万円以上38万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} \} = \text{配偶者特別控除額}$

$\left[\begin{array}{l} 5万円の整数倍でないときは、合計所得金額に満たない \\ 5万円の整数倍である金額のうち最も多い金額 \end{array} \right]$

C 合計所得金額が38万円である者 0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

A 合計所得金額が40万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} - 380,000円 \} = \text{配偶者特別控除額}$

$\left[\begin{array}{l} 5万円の整数倍の金額から \\ 3万円を控除した金額でな \\ いときは、5万円の整数倍 \\ の金額のうち、\{ \text{合計所得} \\ \text{金額} - 380,000円 \} に満たな \\ い金額で最も多い金額 \end{array} \right]$

C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 3万円

D 合計所得金額が76万円以上である者 0円

ニ 扶養控除 380,000円

ただし、

特定扶養親族（昭和53年1月2日から昭和60年1月1日までに生まれた者） 630,000円

老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は350,000円を加算した額

ホ 雑損控除 「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（①）を基として計算した、次の①と②とのいずれか多い方の金額

① ①の金額－（所得金額の合計額×10%）

② ①の金額のうち災害関連支出の金額－5万円

ヘ 医療費控除 支払った医療費から100,000円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高 200万円）

ト 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

チ 生命保険料控除

(イ) 一般の生命保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 25,000円以下の場合

全額

B 25,000円を超えた50,000円以下の場合

支払保険料×1/2+12,500円

C 50,000円を超える場合

支払保険料×1/4+25,000円（最高5万円）

- (ロ) 個人年金保険料
(イ)の計算に同じ
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計
- リ 損害保険料控除 …………… 支払った損害保険料を次により区分して計算した金額
- (イ) 長期契約のみの場合 (最高 15,000円)
10,000円以下は全額、10,000円超はその超える額の $1/2$ と10,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000円)
2,000円以下は全額、2,000円超はその超える額の $1/2$ と2,000円の合計
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計で最高 15,000円
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …………… 小規模企業共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …………… 270,000円
ただし、特別障害者の場合は (障害者控除) …………… 400,000円
特定寡婦の場合は (寡婦控除) …………… 350,000円
- オ 老年者控除 (昭和11年1月1日以前に生まれた者) …………… 500,000円
- ワ 寄付金控除 …… 寄付金の額 (所得金額の25%を限度) のうち、10,000円を超える部分の金額
- (2) 税額控除
- イ 配当控除 …… 配当所得の10% (課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び35%の税率による源泉分離課税を選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除 …… $\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$
- ハ 住宅取得等特別控除 …… 次のとおり
- ① 平成11年1月1日から12年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から6年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$
- B 7年目から11年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.75\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$
- C 12年目から15年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$
- ② i 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、①に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」(住宅借入金等特別控除) 又は、ii 平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (住宅取得等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から3年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 4年目から6年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 平成6年1月1日から平成8年12月31日までの間に居住の用に供した場合
(住宅取得等特別控除)

A 居住の用に供した年(1年目)及び2年目

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1.5\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 5\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 15\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 3年目から6年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ④ 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、①又は②のiiに代えて居住の用に供した年以後6年間の各年について行うことができる計算方法(住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除)

① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

ニ 政党等寄付金特別控除額

次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

$$\textcircled{1} \left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right) \right] \times 30\%$$

② 所得税の額の25%相当額

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	項 目		合 計			所		
						営 業 所 得 者		
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等
平成 8 年 分	人 54,327	千円 267,494,330	千円 21,165,567	人 15,371	千円 32,266,399	千円 1,479,986		
〃 9 〃	56,220	278,467,187	22,971,268	15,033	32,421,204	1,693,994		
〃 10 〃	36,388	238,024,561	19,997,316	5,568	18,378,807	1,038,009		
〃 11 〃	48,238	255,648,351	18,398,619	10,831	26,206,197	1,244,443		
〃 12 〃	48,225	264,133,516	19,620,611	10,226	25,550,054	1,291,593		
平成 12 年 分	確 定 申 告	48,216	264,068,291	19,613,133	10,223	25,533,876	1,289,840	
	修 正 申 告	9	78,325	9,274	3	16,178	1,753	
	決 定 ・ 増 額 更 正	—	—	—	—	—	—	
	減 額 更 正	—	—	—	—	—	—	
	更 正 請 求	0	△ 13,100	△ 1,796	—	—	—	
	異 議 申 立 決 定 等	—	—	—	—	—	—	
12 年 分	計	48,225	264,133,516	19,620,611	10,226	25,550,054	1,291,593	
	法第103条による税額	312	—	110,145				
	合 計	48,537	—	19,730,756				
	加 過 少 申 告	—	—	—				
	無 申 告	8	—	266				
算 税	重	—	—	—				
	納 税 額 総 計	—	—	19,731,022				

(翌年 3 月 31 日現在)

得 者 別 内 訳								
農 業 所 得 者			そ の 他 事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
人 922	千円 2,041,419	千円 68,267	人 2,896	千円 13,159,599	千円 1,230,429	人 35,138	千円 220,026,913	千円 18,386,885
888	2,087,452	81,724	3,015	13,657,607	1,342,404	37,284	230,300,924	19,853,146
328	996,691	32,458	1,330	10,322,321	1,174,773	29,162	208,326,742	17,752,076
708	2,033,248	75,228	2,229	12,325,892	1,109,930	34,470	215,083,014	15,969,018
572	1,471,712	47,933	2,081	12,809,331	1,216,929	35,346	224,302,419	17,064,156
572	1,471,712	47,933	2,081	12,809,331	1,216,929	35,340	224,253,372	17,058,431
—	—	—	—	—	—	6	62,147	7,521
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	0	△ 13,100	△ 1,796
—	—	—	—	—	—	—	—	—
572	1,471,712	47,933	2,081	12,809,331	1,216,929	35,346	224,302,419	17,064,156

調査対象等：この表は各年分の申告所得税について、翌年 3 月 31 日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(2) 既往年分の課税状況

	11 年 分			10 年 以 前 分			計		
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
申告又は処理による増減差額	人 内 2,480 4,320	千円 15,228,836	千円 1,030,485	人 内 897 1,822	千円 10,756,424	千円 1,651,855	人 内 3,377 6,142	千円 25,985,260	千円 2,682,340
加 算 税 の 増 減 差 額	過少申告加算税 内 893 899	—	34,722	内 761 767	—	55,945	内 1,654 1,666	—	90,667
	無申告加算税 内 946 961	—	54,232	内 467 477	—	109,991	内 1,413 1,438	—	164,223
	重 加 算 税 内 52 52	—	43,713	内 162 162	—	112,214	内 214 214	—	155,927
	小 計 内 1,891 1,912	—	132,667	内 1,390 1,406	—	278,150	内 3,281 3,318	—	410,817
計	—	—	1,163,152	—	—	1,930,005	—	—	3,093,157

調査対象等：平成11年分以前の申告所得税の納税者について、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

（注）内書は本税又は加算税の全額が増加したものを掲げている。

(3) 免除状況

	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
租税特別措置法第25条 《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	人 4	千円 11,222	千円 742
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条 《所得税の軽減免除》の規定によるもの	—	—	—
計	実 4 4	11,222	742

調査対象等：平成12年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の実績を平成13年3月31日現在で示した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 12年分確定申告状況調（署別）

項 目 署 名	営 業			農 業			そ の 他 の 事 業			そ の 他			計		
	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額
那 覇	件 3,035	千円 7,748,225	千円 362,441	件 148	千円 370,649	千円 13,090	件 701	千円 4,253,851	千円 351,639	件 9,739	千円 63,762,082	千円 4,735,102	件 13,623	千円 76,134,807	千円 5,462,272
平 良	497	1,082,025	35,922	58	131,082	3,187	49	372,492	22,655	785	8,409,752	994,694	1,389	9,995,351	1,056,459
石 垣	555	1,243,061	49,134	46	86,465	2,200	91	473,070	47,639	1,023	4,922,001	286,994	1,715	6,724,597	385,967
北 那 覇	1,885	5,149,592	283,976	146	547,895	22,522	434	2,870,716	260,815	7,477	47,997,319	2,968,026	9,942	56,565,521	3,535,339
名 護	977	2,251,147	120,991	115	208,507	3,912	201	1,056,070	113,868	2,310	12,104,079	789,150	3,603	15,619,803	1,027,920
沖 縄	3,277	8,076,004	439,129	59	127,115	3,022	605	3,783,132	420,313	14,012	87,107,186	7,290,190	17,953	99,093,437	8,152,654
計	10,226	25,550,054	1,291,593	572	1,471,712	47,933	2,081	12,809,331	1,216,929	35,346	224,302,419	17,064,156	48,225	264,133,516	19,620,611

申告所得税

2-2 所得階級別人員

(1) 税務署別、所得階級別人員(12年分)

区分	署名	70万円以下	100万円以下	150万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下
合計	全管	人 2,342	人 2,330	人 4,419	人 4,691	人 8,217	人 5,930	人 4,188
	那覇	660	659	1,211	1,288	2,324	1,665	1,197
	平良	112	74	129	151	312	154	94
	石垣	135	152	211	238	306	200	102
	北那覇	403	453	898	945	1,699	1,191	834
	名護	310	247	449	424	667	395	282
	沖縄	722	745	1,521	1,645	2,909	2,325	1,679
営業	全管	1,493	1,047	1,346	1,347	2,173	1,200	619
	那覇	431	319	397	398	622	356	194
	平良	94	53	56	65	132	48	18
	石垣	90	66	72	85	110	70	32
	北那覇	216	194	253	257	422	231	113
	名護	198	101	142	125	188	88	53
	沖縄	464	314	426	417	699	407	209
農業	全管	48	54	86	86	128	71	42
	那覇	16	17	22	18	29	19	12
	平良	3	3	12	11	16	7	4
	石垣	4	5	8	11	13	3	2
	北那覇	1	5	7	23	30	28	19
	名護	16	15	23	19	28	8	5
	沖縄	8	9	14	4	12	6	—
漁業	全管	189	193	273	215	345	222	124
	那覇	60	67	91	72	107	80	44
	平良	6	3	7	4	11	4	1
	石垣	7	10	14	14	14	10	4
	北那覇	42	39	54	37	76	38	26
	名護	25	18	21	23	41	23	7
	沖縄	49	56	86	65	96	67	42
その他	全管	612	1,036	2,714	3,043	5,571	4,437	3,403
	那覇	153	256	701	800	1,566	1,210	947
	平良	9	15	54	71	153	95	71
	石垣	34	71	117	128	169	117	64
	北那覇	144	215	584	628	1,171	894	676
	名護	71	113	263	257	410	276	217
	沖縄	201	366	995	1,159	2,102	1,845	1,428

700万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	署名	区分
人 5,758	人 4,828	人 3,989	人 861	人 458	人 214	人 48,225	全管	合計
1,593	1,348	1,187	269	156	66	13,623	那覇	計
146	103	78	21	12	3	1,389	平良	
140	118	92	6	10	5	1,715	石垣	
1,162	1,079	920	208	97	53	9,942	北那覇	
334	244	169	42	27	13	3,603	名護	
2,383	1,936	1,543	315	156	74	17,953	沖縄	
546	267	144	28	12	4	10,226	全管	営業
172	97	39	7	3	—	3,035	那覇	
20	7	4	—	—	—	497	平良	
16	9	4	—	1	—	555	石垣	
111	43	34	8	2	1	1,885	北那覇	
48	16	12	3	2	1	977	名護	
179	95	51	10	4	2	3,277	沖縄	
41	12	4	—	—	—	572	全管	農業
12	2	1	—	—	—	148	那覇	
2	—	—	—	—	—	58	平良	
—	—	—	—	—	—	46	石垣	
21	9	3	—	—	—	146	北那覇	
1	—	—	—	—	—	115	名護	
5	1	—	—	—	—	59	沖縄	
115	84	160	82	52	27	2,081	全管	漁業
37	30	55	35	14	9	701	那覇	
1	1	5	2	4	—	49	平良	
3	6	5	1	1	2	91	石垣	
29	16	40	19	11	7	434	北那覇	
10	8	11	6	7	1	201	名護	
35	23	44	19	15	8	605	沖縄	
5,056	4,465	3,681	751	394	183	35,346	全管	その他
1,372	1,219	1,092	227	139	57	9,739	那覇	
123	95	69	19	8	3	785	平良	
121	103	83	5	8	3	1,023	石垣	
1,001	1,011	843	181	84	45	7,477	北那覇	
275	220	146	33	18	11	2,310	名護	
2,164	1,817	1,448	286	137	64	14,012	沖縄	

申告所得税

(2) 所得者別人員（12年分）

区 分	合 計 所 得				
	営 業 所 得 者	農 業 所 得 者	その他事業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人	人
70万円以下	1,493	48	189	612	2,342
100万円以下	1,047	54	193	1,036	2,330
150万円以下	1,346	86	273	2,714	4,419
200万円以下	1,347	86	215	3,043	4,691
300万円以下	2,173	128	345	5,571	8,217
400万円以下	1,200	71	222	4,437	5,930
500万円以下	619	42	124	3,403	4,188
700万円以下	546	41	115	5,056	5,758
1,000万円以下	267	12	84	4,465	4,828
2,000万円以下	144	4	160	3,681	3,989
3,000万円以下	28	—	82	751	861
5,000万円以下	12	—	52	394	458
5,000万円 超	4	—	27	183	214
計	10,226	572	2,081	35,346	48,225

調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者について、平成13年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(3) 所得階級別人員の累年比較

年別 所得階級	平成8年分		平成9年分		平成10年分		平成11年分		平成12年分	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
70万円以下	4,418	8	5,217	9	230	1	2,634	5	2,342	5
100万円以下	3,073	6	3,153	6	958	3	2,395	5	2,330	5
200万円以下	11,309	21	11,427	20	5,603	15	9,369	20	9,110	19
500万円以下	19,768	36	19,949	36	13,985	38	18,082	37	18,335	38
1,000万円以下	10,440	19	10,864	19	10,286	28	10,389	22	10,586	22
1,000万円 超	5,319	10	5,610	10	5,326	15	5,368	11	5,522	11
計	54,327	100	56,220	100	36,388	100	48,237	100	48,225	100

（注）この表は「(2)所得者別人員」について、累年比較したものである。

2-3 所得種類別状況

所得種類別人員、所得金額（12年分）

区 分	総 計				
	人 員			所 得 金 額	
	主たるもの	従 たる も の			
	人	外 人	人	外 百万円	百万円
事業所得 営業所得 所 得 計	9,684	682	1,625	1,077	25,614
	569	238	877	258	1,738
	2,062	133	475	156	12,453
	12,315	1,053	2,977	1,491	39,805
利 子 所 得	6	—	43	—	62
配 当 所 得	8	—	983	—	1,548
不 動 産 所 得	15,025	320	11,212	324	82,347
給 与 所 得	15,539	—	4,723	—	92,381
総 合 譲 渡 所 得	61	23	38	45	259
一 時 所 得	213	—	661	—	1,243
雑 所 得	2,970	—	5,857	—	10,952
損益通算による差額	—	—	—	38	330
合 計	46,137	1,396	26,494	1,898	228,927
山 林 所 得	—	—	1	—	0
退 職 所 得	37	—	62	—	531
分 離 短 期 譲 渡 所 得	63	11	123	0	529
分 離 長 期 譲 渡 所 得	1,957	22	441	0	31,446
株 式 等 の 譲 渡 所 得	31	—	35	—	4,599
総 計	48,225	1,429	27,156	1,898	266,032

調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者について、平成13年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得（特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。）で示されている。

2 - 4 青色申告の状況

(1) 営業・その他事業所得者の青色申告の状況

区 分 署 別	①申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (②/①)
			② 申告納税額のある者	左記以外	
那 覇	人 3,736	人 6,654	人 1,627	人 5,027	人 43.5
平 良	546	775	265	510	48.5
石 垣	646	952	291	661	45.0
北 那 覇	2,319	4,893	1,223	3,670	52.7
名 護	1,178	1,029	318	711	27.0
沖 縄	3,882	5,847	1,440	4,407	37.1
計	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0

調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者及び青色申告者について、平成13年3月31日現在の青色申告状況を示したものである。

用語の説明：1 申告納税額のある者とは、確定申告書を提出する義務のある者のうち、申告納税額のある者をいう。

2 左記以外は、課税標準額に各種の控除規定（扶養控除、障害者控除、老年者控除等）が適用された結果、課税標準額又は納付すべき税額がなくなり、全く納税義務がなくなった者のことをいう。

(2) 営業・その他事業所得者の青色申告者数の推移

区 分	①申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (②/①)
			② 申告納税額のある者	左記以外	
平 成 8 年 分	人 18,267	人 19,813	人 6,170	人 13,643	人 33.8
〃 9 〃	18,049	19,377	6,262	13,115	34.7
〃 10 〃	6,898	19,747	3,148	16,599	45.6
〃 11 〃	13,060	19,983	5,194	14,789	39.8
〃 12 〃	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0
営 業 所 得 者	10,226	15,834	4,239	11,595	41.5
そ の 他 事 業 所 得 者	2,081	4,316	925	3,391	44.4
計	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0

(3) 青色申告者の異動状況

所得 の種別	区分 ㉔ 12年3月15 日現在青色 申告者（申 請者を含む）	12 年 分			13 年 分		
		㉕ ㉔ の うち		㉖ 13年3月15 日現在の青 色 申 告 者	㉗ ㉔のうち前 年分からの 青色申告者	㉘ 新規申請者	㉙ 合 計 (㉗+㉘)
		取消	取りやめ 取りさげ				
営 業	人 15,834	人 1	人 544	人 15,510	人 15,195	人 868	人 16,063
そ の 他 業	4,316	—	126	4,284	4,212	524	4,736
農 業	1,364	—	32	1,344	1,324	65	1,389
小 計	21,514	1	712	21,138	20,731	1,457	22,188
不 動 産	7,414	—	66	7,415	7,348	421	7,769
合 計	28,928	1	845	28,553	28,079	1,878	29,957